

岩手県告示第675号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、平成28年8月4日次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
一関市	平成23年4月1日から 平成25年2月26日まで	1 一関市 地籍図 2 一関市 地籍簿	一関市字久保、北霊露、樋渡、鳴神、南霊露、吸川街、深町、反町、柳町、二本木、沼田、宇南、散田、柄貝、相去
山田町	平成25年4月1日から 平成27年2月27日まで	1 山田町 地籍図 2 山田町 地籍簿	下閉伊郡山田町船越第22地割及び第23地割の各一部
盛岡市	平成26年4月1日から 平成28年1月21日まで	1 盛岡市 地籍図 2 盛岡市 地籍簿	盛岡市根田茂第8地割の一部
金ヶ崎町	平成26年4月1日から 平成28年3月2日まで	1 金ヶ崎町 地籍図 2 金ヶ崎町 地籍簿	胆沢郡金ヶ崎町永沢の一部